

資料提供

滋賀労働局発表

平成28年1月22日

担当

滋賀労働局労働基準部

健康安全課長 小林 弦太

労働衛生専門官 宮木 義博

電話：077-522-6650



県内労使が初の合同安全パトロールを実施

～ 安全衛生の進んだ取組を視察 ～

滋賀労働局（局長 辻 知之）の会議委員を務める労使等が1月26日（火）午後にダイキン工業（株）を訪問し、労働安全衛生の進んだ対策を確認し、今後の滋賀労働局の施策について議論を行うため、現場視察を行います。

《ポイント》

1. 「滋賀労働局安全衛生労使専門家会議」委員が、県内の基幹産業である製造業であって、県内を代表する企業の1つであるダイキン工業株式会社滋賀製作所（草津市岡本町）を訪問し、進んだ安全衛生対策の状況を確認します。
2. 同会議は、滋賀労働局長が、労使団体等の推薦等により労働現場等に詳しい専門家を委員に委嘱し、県内の職場での安全衛生対策の進め方等について意見を聴取し、諸対策に反映させていくためのものです。
3. 視察の主なテーマは、①重篤災害の多い、機械等への「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止対策、②近年増加傾向にあり、意外に重篤度の高い「転倒」災害、③がんをはじめ健康障害などの防止のために法改正により対策が強化される化学物質対策など。
滋賀労働局からは、労働基準部長などが同行します。

（タイムスケジュール（予定））

平成28年1月26日（火）	13:30～	開始・概要説明・議論
	<u>15:00～</u>	<u>現場視察</u>
	16:00～	視察を踏まえた議論（16:15メド終了）

※工場内の撮影は、ダイキン工業株式会社様の指示に従うようお願いいたします。

当日の取材をお待ちしております

取材を予定される場合は前日までに上記担当あてにご一報をお願いします

（ご連絡後に、取材を取りやめることになった場合もご一報をお願いします）

※現場視察以外の議事も取材可能です。ご連絡いただく際には、交通手段（車の台数など）や取材時間帯などをお知らせ下さい。

参考1 ダイキン工業株式会社 滋賀製作所

住所：

〒525-8526

滋賀県草津市岡本町1000-2

アクセス（同社HPから抜粋）：

JR「草津」駅東口より帝産バス

「青山5丁目」または「上桐生」行きで「ダイキン前」下車（乗車時間20分）

JR「草津」駅東口よりタクシーで10分

なお、地図は、ダイキン工業株式会社ウェブサイト (<http://www.daikin.co.jp/>) からご覧になれます。

トップの「会社概要」 → 「拠点情報」の「国内拠点」 → 「滋賀製作所」

参考2

滋賀労働局安全衛生労使専門家会議の設置要綱

1 設置

滋賀労働局が推進する安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置し、滋賀県における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を滋賀県の安全衛生に係る諸対策に反映させていくこととする。

2 名称

名称は、「滋賀労働局安全衛生労使専門家会議」とする。

会議の構成員の名称は「滋賀労働局安全衛生専門委員」（以下「委員」という。）とし、滋賀労働局長が委嘱する。

3 構成

委員は、以下の者で構成する。

- (1) 労働組合推薦者
- (2) 使用者団体推薦者
- (3) その他労働局長が必要と認めた者（労働安全・衛生コンサルタント、産業保健分野に精通した医師等）

4 議事等

会議においては、現場実態を知る専門家の立場から、以下の事項について意見を聴取する。会議で出された意見については、滋賀県の安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするために活用する。

- (1) 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関すること
- (2) リスクアセスメントの普及促進に関すること
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策に関すること
- (4) 労働者の自殺防止対策に関すること
- (5) 過重労働による健康障害防止に関すること
- (6) 職場における受動喫煙防止対策に関すること
- (7) 石綿等による職業性疾病の予防に関すること
- (8) 安全衛生行政と地方自治体、関係団体等との連携に関すること
- (9) その他（現場に対する安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等）

5 附則

- ・本設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。